

令和7年度 少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程について (お知らせ)

令和6年10月11日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第5号に規定する少量新規化学物質の製造・輸入の確認を受ける場合は、以下①～③のいずれかの方法により、必ず受付期間内に申出書類を提出いただく必要があります。

- ① 電子申出 【e-Gov を通じたオンライン申請】
- ② 光ディスクによる申出【郵送（送付先：経済産業省）】
- ③ 書面による申出 【郵送（送付先：環境省）】

令和7年度における申出書類の受付日程について、次のとおりお知らせします。

1. 申出書類の受付日程について

申出方法によって申出書類の受付期間が異なります。また、光ディスクや書面による申出は受け付けしていない回もありますので、ご注意ください。

	申出方法	申出書類の受付期間	確認(不確認) 通知書 到達予定日
第1回	電子	令和7年1月15日(水)～1月22日(水) ◎できるだけ1月21日(火)まで、お早めに提出 してください。	令和7年 3月25日まで
	光ディスク	令和7年1月15日(水)～1月21日(火)	
	書面	令和7年1月15日(水)～1月20日(月)	
第2回	電子	令和7年4月1日(火)～4月7日(月)	5月19日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第3回	電子	令和7年5月2日(金)～5月12日(月)	6月18日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第4回	電子	令和7年6月2日(月)～6月6日(金)	7月18日頃
	光ディスク	令和7年6月2日(月)～6月5日(木)	
	書面	令和7年6月2日(月)～6月5日(木)	

第5回	電子	令和7年7月1日（火）～7月7日（月）	8月12日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第6回		受け付けておりません。（※1）	8月29日頃
第7回	電子	令和7年9月1日（月）～9月5日（金）	10月17日頃
	光ディスク	令和7年9月1日（月）～9月4日（木）	
	書面	令和7年9月1日（月）～9月4日（木）	
第8回	電子	令和7年10月1日（水）～10月7日（火）	11月14日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第9回	電子	令和7年11月4日（火）～11月10日（月）	12月12日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第10回	電子	令和7年12月1日（月）～12月5日（金）	令和8年 1月16日頃
	光ディスク	令和7年12月1日（月）～12月4日（木）	
	書面	令和7年12月1日（月）～12月4日（木）	

(※1)第6回は、新規の申出の受付は行わず、第5回までに受け付けた用途証明書の添付のない申出(第6回以降の確認が留保されているもの)に対する確認のみを行います。

2. 注意事項

(1) 電子申出を初めて行う際には、事前に「申出者コード」の取得手続きを行ってください。

- ・電子申出には、「申出者コード」(5桁のID)が必要となります。電子申出を初めて行う際には、事前に電子情報処理組織使用開始申出書(様式第15)を提出してください。
- ・様式第15は、随時受け付けていますが、受付締切日を設けております。具体的な日程^(※2)や手続き方法は、以下のホームページから確認してください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html

(※2)第1回に向けた様式第15の提出期限は令和6年12月9日(月)です(申出者コードの到達見込みは令和7年1月10日(金)頃の予定です。)

- ・申出者コードは法人に対して付与されるもので、基本的に一度取得したら更新の必要はなく、以降の電子申出でも引き続き使用できます(途中、連絡担当者が変更になっても、申出者コードは変わらず使用できます。)。また、低生産量新規化学物質の製造・輸入に係る電子申出、中間物等の製造・輸入実績に係る電子報告においても、同じ申出者コードを使用できます。

(2) 申出書は、受付期間が到来したらすぐに提出できるよう、事前の準備をお願いします。

- ・電子申出において、申出書類を送信しようとした際に不慮の通信トラブルに見舞われ、締切直前であったために受理できなかったケース等もありますので、電子申出は、受付締切日の1～2日前までに行っていただくことをお勧めします。
- ・光ディスクによる申出及び書面による申出については、簡易書留又は書留での郵送（受付締切日の消印有効）にて、お早めに提出いただくようお願いします。

(3) 新規化学物質の製造・輸入は、原則として、確認通知書を受領してから可能となります。

- ・ただし、第1回のみ、令和7年4月1日以降に製造・輸入を開始してください。

(4) 電子申出及び光ディスクによる申出に当たり、必ず、最新バージョン（ver7.03）の申出システムを利用して申出書を作成してください。

- ・旧バージョン（ver7.02以前）による申出書を受け付けることはできません。申出システムについては、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「申出システム」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html

3. 参考資料

少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る手続の詳細は、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「少量新規化学物質の申出」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_index.html

4. 翌年度の受付日程の公表時期について

「令和8年度 少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程について」のお知らせは、令和7年10月中を目途に公表する予定です。

5. お問い合わせ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

■ 少量新規化学物質申出制度・申出手続全般に関するお問い合わせ

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

（電話）03-5253-1111（内線2428）

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

(お問合せ専用メールアドレス)

bzl-shoryoshinki-system@meti.go.jp

※電子メールの件名は『少量新規申出に関する問合せ(***株式会社)』(注：括弧内にはお問合せ者の会社名等を記載)としてください。

また、本文には、質問内容に加え、お問合せされる方の会社名・所属・氏名、電話番号、連絡希望時間帯(問合せ日を含め3営業日以内でお電話が受け取れる時間帯)を必ず記載してください。

(電話) 03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253

■ 用途分類、構造式ファイル(MOL ファイル)の作成方法に関するお問合せ

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター

(お問合せフォーム)

○構造式ファイルについて(化学物質同定課)

<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/syouryou/syouryouForm.html>

○用途分類について(リスク管理課)

<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/toiawase/informationForm.html>

※お問合せ分類は、「7. 用途分類についてのお問合せ」を選択してください。